

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社SDSホールディングスと称し、英文では、SDS HOLDINGS Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むこと及び次の事業を営む会社(外国会社を含む)、組合(外国における組合に相当するものを含む)その他これらに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配または管理することを目的とする。

1. 電気・ガス・油・水の省エネルギーコンサルティング (エスコ事業)
2. 電気・ガス・油・水の省エネルギーシステムの設計・施工及びそれにかかるソフトウェアの開発
3. 電気・ガス・油・水の省エネルギーの制御設備の診断・点検・保守・管理
4. 電気・ガス・油・水の省エネルギーの制御設備・機器の開発・製造・販売・賃貸及び輸出入
5. 空調設備・冷暖房設備・ガス設備・受変電設備・動力設備・照明設備・電気通信設備・ボイラ設備・給排水衛生設備の設計・施工・保守・管理
6. 電気工事・管工事・建築工事・土木工事の設計・施工及び監理
7. 発電設備・機器・ソフトウェアの開発・設計・施工・販売・保守・管理
8. 中央監視制御設備・電気設備・空気調和設備・給排水衛生設備・防災設備・搬送設備の運転監視、点検、保守並びに設計、施工及び監理
9. 廃棄物のリサイクル
10. 廃棄物処理用設備・機器・ソフトウェアの開発・設計・施工・販売・保守・管理
11. 建築士事務所の経営
12. 建物内外の保守、管理、警備及び清掃業務並びにそのコンサルティング
13. 企業の業務支援サービス及び生活支援サービス
次に掲げる業務等の企業業務一般の受託、代行及び支援
 - ① 顧客対応業務
 - ② 会議室・応接室・社有車等の管理
 - ③ 郵便物・荷物の集配及び発送
 - ④ 情報提供サービス業務
 - ⑤ 各種イベントの実施・運営
14. 不動産の売買、賃貸及びその仲介、管理
15. 損害保険の代理店業務
16. 労働者派遣業務

17. 荷役及び梱包業務（並びにその請負）
18. プラントの設計、製作並びに設置
19. 穀物、飼料、工業原料、食品原料、廃棄物用等のサイロの設置
20. 機械器具設置工事業
21. 建築工事業
22. 売電事業
23. 再生可能エネルギーを活用する発電所の建設及び運営
24. 再生可能エネルギーを活用する発電事業及び特定規模電気事業（電力小売事業）
25. 木質炭・活性炭・石炭・加工炭の製造及び輸入販売並びに技術指導
26. 食料品・飲料品・日用雑貨品、スポーツ用品・インテリア用品、煙草・切手・印紙の販売
27. 飲食店の経営
28. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、40,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(自己の株式の取得)

第8条 当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第 10 条 当会社の株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第 11 条 当会社は、毎年3月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

第3章 株主総会

(招集時期)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(招集権者及び議長)

第 13 条 株主総会は、社長が招集し、議長となる。

- 2 社長に事故があるときは、予め取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第 14 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第2項の規定による決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなけ

ればならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第17条 当会社の監査等委員である取締役以外の取締役（以下「監査等委員でない取締役」という。）は、8名以内とする。

2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任の方法)

第18条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別しなければならない。
- 3 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 4 取締役の選任決議は、累積投票によらない。
- 5 当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数をかくことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

(取締役の任期)

第19条 監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 3 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として、又は増員により選任された監査等委員である取締役の任期は、他の在任監査等委員である取締役の任期の残存期間と同一とする。
- 4 補欠の監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(取締役会の招集権者及び議長)

第20条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、社長がこれを招集し、議長となる。

2 社長に事故があるときは、予め取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集手続)

第21条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第22条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。

(役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役から社長1名を選定し、必要に応じ、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(代表取締役)

第24条 当会社は、取締役会の決議によって、前条の役付取締役の中から会社を代表する代表取締役を

選定する。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役の報酬等)

第 26 条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

2 監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬と区別して定めなければならぬ。

(取締役の責任免除)

第 27 条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当会社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 28 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第 5 章 監 査 等 委 員 会

(監査等委員会の招集)

第 29 条 監査等委員会招集の通知は各監査等委員に対し会日より 3 日前に発する。但し緊急の場合はこれを短縮することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第 30 条 監査等委員会の決議は法令に別段の定めある場合を除くほか、監査等委員の過半数をもってする。

(監査等委員会規程)

第 31 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

(常勤の監査等委員)

第 32 条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の議事録)

第 33 条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに署名もしくは記名押印または電子署名する。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第34条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第35条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第37条 当会社は会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第38条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当金)

第39条 当会社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第40条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第41条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

(附則)

1. 現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案 第14条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

- 1 平成13年12月27日改訂
- 2 平成14年12月26日改訂
- 3 平成15年12月25日改訂
- 4 平成16年 9月10日改訂
- 5 平成17年12月20日改訂
- 6 平成18年12月20日改訂
- 7 平成21年 6月24日改訂
- 8 平成24年 6月26日改訂
- 9 平成25年 8月22日改訂
- 10 平成26年 6月26日改訂
- 11 平成27年 6月26日改訂
- 12 平成29年 6月26日改訂
- 13 平成30年 6月27日改訂
- 14 令和 3年 6月25日改訂
- 15 令和 3年 8月 1日改訂
- 16 令和 4年 6月29日改訂
- 17 令和 7年 6月27日改訂

2025年6月27日

右は原本に相違ありません。

株式会社 SDS ホールディングス
代表取締役社長 渡辺 悠介